

型式の区分

家庭用超音波治療器

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 治療出力の調節	(1) できるもの
	(2) できないもの
(C) 変圧器	(1) あるもの
	(2) ないもの
(D) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(E) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET95011-1/1-(end)